

臭化メチル 少量製造も許可制 経産省 環境省



経済産業省と環境省は、オゾン層の保護に関する法律施行令を改正します。モントリオール議定書上の義務として2004年末をもって原則的に生産及び輸入が全廃される臭化メチルについて、今まで許可を必要としなかった少量製造についても事前届出制を廃止し、許可制の対象に変更することとなります。また、試験研究及び分析用途で使用するクロロフルオロカーボン(CFC)などは例外的に期限付きで生産が認められていますが、この期限が昨年11月の締約国会議で延長されたことを受けて同法においても2005年末から2007年末に延長されます。改正は12月上旬に公布し、来年1月1日から施行されます。両省では、今回の改正についてのパブリックコメントを今月15日まで実施します。

資料:2004年11月9日付 化学工業日報

クロマト研究箇所 伊藤 博

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
 TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
 U R L : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

